

令和8年西東京市教育委員会第2回臨時会会議録

- 1 日 時 令和8年3月21日（土）
開会 午前10時00分 閉会 午前10時24分
- 2 場 所 田無庁舎5階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 後 藤 彰
教 育 長 職 務 代 理 者 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
委 員 宍 戸 鈴 子
委 員 安 江 勝 信
- 5 出席職員 教 育 部 長 佐 野 剛
教育部地域学習推進担当部長 早 川 礼 成
教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
学 務 課 長 海老澤 功
統 括 指 導 主 事 高 野 郁 子
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
地 域 学 習 推 進 課 長 大 内 和 泉
公 民 館 長 近 藤 直
図 書 館 長 大 庭 心 平
- 6 欠席職員 教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
教育部主幹（教育指導課） 栗 林 武
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
指 導 主 事 佐 伯 豊 明
指 導 主 事 内 藤 幸 雄
- 7 事務局 教育企画課長補佐兼庶務係長 佐々木 通
- 8 傍聴人 0人

令和 8 年西東京市教育委員会第 2 回臨時会議事日程

日 時 令和 8 年 3 月 21 日（土）午前 10 時から
場 所 田無庁舎 5 階会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第 17 号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第 18 号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第 4 議案第 19 号 令和 8 年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について
- 第 5 議案第 20 号 令和 7 年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 8 年第 2 回臨時会
(3 月 21 日)

午 前 10 時 00 分 開 会

議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和8年西東京市教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出はありませんが、途中で申し出があった場合は入室を認めることとします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は服部委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○後藤教育長 それでは、本日は服部委員にお願いいたします。

○後藤教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第4 議案第19号 令和8年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について及び日程第5 議案第20号 令和7年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分については、市長の権限に属する議案の作成にすることであり、市長部局が現在調整中であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第6 その他の後に開会したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○後藤教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○後藤教育長 日程第2 議案第17号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 議案第17号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、について説明申し上げます。

本議案は、西東京市公印規則の改正により、規定を整理するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料の西東京市教育委員会公印規則新旧対照表を御覧ください。第12条をお願いいたします。右側が現行、左側が改正案となっております。

右側の現行でございますが、第1項から第6項において、紙による決裁の場合と電子決裁の場合の公印の承認の手続について定めてございます。事務の電子化を推進するため、これらの内容を改正後の第12条第1項と第2項に整理、統合するとともに、第2項のただし書きにおいて、文書管理システムや起案文書の押印欄以外の方法で公印承認が可能である旨を明記するものでございます。

第3項でございます。公印使用簿を文書管理システムにおいても作成することを可能とするため、現行の「記入」を「記録」に改め、定められていた「(様式第5号)」を削り、改めて公印使用簿の記録に必要な事項を定めるものでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。

第13条及び第14条でございます。「(様式第5号)」を削除したことに伴い、「様式第6

号」を「様式第5号」に繰り上げるものでございます。

恐れ入りますが、資料をおめくりいただきまして、3ページ及び4ページでございます。

こちらは、様式第5号及び様式第6号でございます。

この規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

よろしく御審議のほど、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第17号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第3 議案第18号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 議案第18号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、について説明申し上げます。

本議案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、学校教育法の改正及び学校教育法施行規則の改正により、規定を整備するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料の西東京市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表を御覧ください。

第8条をお願いいたします。右側が現行、左側が改正案となっております。

左側の改正案の第1項、第2項及び第3項でございます。学校に児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭そのほかの職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができることとするとともに、職名は主任教諭とするものでございます。

第4項及び第5項でございます。学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭そのほかの職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができることとするともに、職名は主任養護教諭とするものでございます。

第6項及び第7項でございます。学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭そのほかの職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができることとするともに、職名は主任栄養教諭とするものでございます。

第9条をお願いいたします。第1項、第2項及び第3項でございます。校務分掌上の主任に、教育活動に関し教諭そのほかの職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは、当該主任を置かないことができるとするものでございます。

この規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

よろしく御審議のほど、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田教育長職務代理者 教えていただきたいのですけれども、中身を読んで、主務教諭の職名は主任教諭ですし、養護に関する主務教諭が主任養護教諭、栄養教諭も同じだとすると、主務教諭とは何なのかという。さっきの給与の関係で、新たにこういう職名ができたのかどうか。そのところがよくわからなくて、ごちゃごちゃしてしまったのですけれども、教えていただけますでしょうか。

○高野統括指導主事 主務教諭につきましては、これまでに東京都で既に主任教諭という名前、また主任養護教諭、主任栄養教諭という名称で置かれていたものについて、後から国のほうで主務教諭というふうに位置をしっかりと確保してもらった形になりますので、東京都におきましては、主務教諭の仕事はこれまでに行われていた主任教諭、主任養護教諭、主任栄養教諭と同じというような理解に基づくものになります。

○山田教育長職務代理者 要するに、国と都の名前が違っていたのを国に一応合わせるけれども、東京都の現状の主任教諭という名前も残すという理解でよろしいですか。

○高野統括指導主事 山田委員おっしゃるとおりでございます。

○山田教育長職務代理者 わかりました。ありがとうございます。

○服部委員 今、山田委員がおっしゃったことが私もわからなかったのですが、最初に教師の待遇改善をということをお聞きしたので、そのことによってどういった改善がされる、例えばお給料が上がるとか、何かそういう具体的なメリットを教えてください。

○高野統括指導主事 東京都におきましては、これまでも主任教諭、主任栄養教諭、主任養護教諭とそれぞれの職層が設けられておりましたので、東京都においては変更になることはございません。

○服部委員 さっき統括指導主事が、国と同じにすることによって、より安定したというふうにおっしゃったのが。聞き間違えかしら。そういう意味もあるのかなと思ったのですが。

○高野統括指導主事 東京都で既にやっていたものを国が主務教諭という名前で認めてくれたことによって、恐らく東京都だけのものではないというか、国全体としてその職層が認められるようになったという理解ができるものと思います。

○服部委員 ありがとうございます。

○安江委員 今の点について再度確認なんですけれども、学校の現場では今まで主任教諭というほうが使われていて、今後も子どもたちには主任教諭という言葉で、主務教諭という名前は学校現場では使われないという理解でよろしいでしょうか。

○高野統括指導主事 これまでどおり、学校では主任教諭、主任養護教諭、主任栄養教諭の先生として御活躍をいただきます。

○安江委員 その場合に、西東京市の管理運営に関する規則との乖離といいますか、学校現場で混乱が生じることはないのかという若干心配があるんですけれども、なぜ主任教諭という名前を残して主務教諭にしないのかという質問とか、そういうのが出た場合はどうするのかという心配もありますが、いかがでしょうか。

○高野統括指導主事 なぜ主務教諭にしないのかというところにつきましては、これまでどお

りと同じ職層で扱うことから、主任教諭、主任栄養教諭、主任養護教諭で取り扱わせていただくこととさせていただきたいと考えております。今までどおりの名称で呼ぶことで混乱は生じないものと考えております。

○安江委員 中には、この規則はこうじゃないかと、規則と現状とは違うんじゃないかというような指摘があるんじゃないかという気もするんですけれども、あまりこだわるわけではありませんけれども、現場が混乱しないのであれば問題ないと思います。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第18号 西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第6 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

○後藤教育長 日程第4 議案第19号 令和8年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分について及び日程第5 議案第20号 令和7年度教育関係補正予算について（申出）の専決処分については、市長の権限に属する議案の作成にすることであり、市長部局が現在調整中であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午 前 10 時 17 分 休 憩

午 前 10 時 23 分 再 開

○後藤教育長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして令和8年西東京市教育委員会第2回臨時会を閉会します。ありがとうございました。

午 前 10 時 24 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員